

# EU-8の社会協議システム

——政党政治の視点からの分析

仙石 学

---

はじめに

- 1 EU-8の社会協議システム—どのように異なっているのか
- 2 多様性の背景—政党政治の視点による説明の可能性
- 3 社会協議システムと政党政治—政治的対立軸としての社会協議

おわりに

はじめに

ヨーロッパの旧社会主義国ではいわゆる体制転換の直後に、主として市場化を円滑に進めることを目的として、最低賃金や労働条件の決定、あるいは国によっては経済政策や社会政策の作成に際して政府が社会パートナー（経営者団体や労働組合など）と協議を行い、その意向を政策に反映させるための枠組みが導入された（Iankova 2002）。だが体制転換から20年近くを経た現在、これらの諸国における協議のあり方、およびその実際の機能には相違が現れていることが、近年の研究から明らかになってきた（Robertson 2004; Avdagic 2005; Feldmann 2006; Bohle and Greskovits 2007 など）。なぜ体制転換という同じような環境の中で導入された協議の枠組みに、国により相違が生じているのか。本稿はこの問題に対して、政党政治の視点から一応の説明を与えることを試みている。

なお本稿では協議の対象について、一般的なネオ・コーポラティズム研究で取り上げられる政労使の三者協議のみを対象とするのではなく、中央、産業、および企業レベルでの労使協議をも含めてとらえることとして、これを以下「社会協議（システム）」と称する<sup>(1)</sup>。このように協議の範囲を広くとらえる理由は、現在の賃金や労働条件をめぐる交渉に関しては、中央の三者協議で包括的な拘束力のある協定が締結される国もあれば、中央の三者協議は勧告意見を表明するのみで産業レ

---

(1) この「社会協議」については、ヤンコバとターナーは「社会パートナーシップ」と称している。ヤンコバらは「コーポラティズム」という用語を用いることによる混乱を回避するために「パートナーシップ」という表記を用いたとしているが（Iankova and Turner 2004, p.77）、本稿でもこの点は同様である。ただし日本語では社会パートナーシップという表記がなじまないため、ここでは社会協議としている。

ベルでの労使協定が基本的な事項を決定する事例もあり、上位レベルでは実効的な協議が行われず企業レベルでの協定が中心となる国もあるというように、交渉の形式の相違を確認しなければ具体的な協議のあり方も把握できないということによる（cf. EFILWC 2007a, pp.13-21）。また本稿では事例として、外部環境の違いなどの変数がある程度統制するために、2004年にEUに加盟した中東欧の8カ国（チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア。以下「EU-8」と表記する）を取り上げることとする。

以下ではまず最初に、EU-8の社会協議の現状を具体的に整理する。次いで東欧の社会協議に関するこれまでの議論を整理した上で、現在の状況を説明するためには体制転換期の政治過程、特に社会協議をめぐる政党間の関係に着目することが有効であることを示し、その後この議論をもとに各国の社会協議の現状を具体的に説明していく。

## 1 EU-8の社会協議システム—どのように異なっているのか

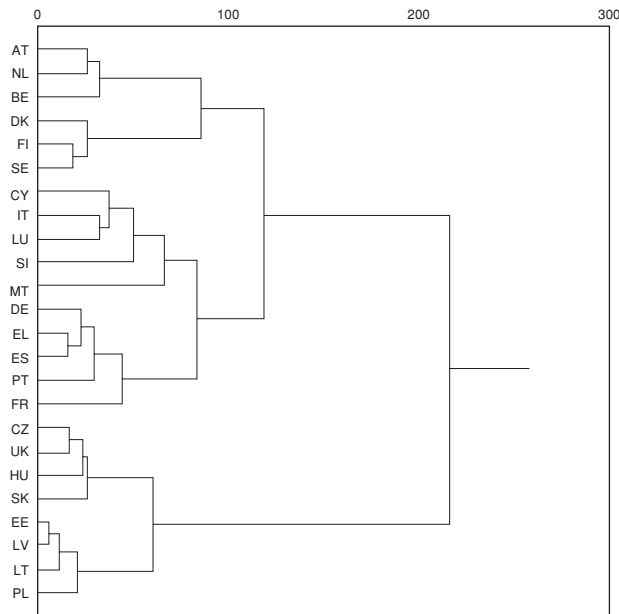
コールとプラッツァーは、これまでの東欧諸国の社会協議に関する研究について、各国ごとに異なるシステムが存在するとする議論と、基本的にはどの国にもアングロ・サクソン型に近いシステムが存在するとする議論、そして西欧とは区別される東欧型の社会協議システムが存在するとする議論が並存していることを指摘している（Kohl and Platzer 2007, pp.615-619）。ただこれまでの議論はいずれも、基本的に東欧の特定の国に関する事例分析をもとにした議論を提起しているために、

表1 EU加盟24カ国の社会協議システム関連の主要指標（2000—2004年の平均、単位は%）

	労働組合組織率	経営者団体組織率	職場代表率	団体交渉カバー率	賃金交渉集権度
AT	33	100	61	98	71
BE	49	72	66	96	61
CY	70	57	50	68	26
CZ	22	32	44	35	27
DE	8	63	53	65	47
DK	80	52	67	83	54
EE	14	25	25	22	25
EL	20	70	42	65	39
ES	16	72	41	81	38
FI	71	70	90	82	57
FR	8	78	65	90	17
HU	17	50	36	42	26
IT	34	51	66	70	34
LT	14	20	23	15	23
LU	46	80	58	58	33
LV	16	25	27	20	30
MT	63	63	10	56	24
NL	25	85	64	81	58
PL	17	20	22	35	20
PT	17	58	34	87	30
SE	77	55	86	92	56
SI	44	40	64	100	43
SK	30	30	50	50	33
UK	29	40	47	35	13

[出典] EWILWC 2007aおよび2007b

図1 EU24カ国の社会協議の枠組みのクラスター分析結果



事例ごとの相違ないし同質性がどの程度のものかということが、必ずしも明確にされてはいなかった。そこで本稿ではEU-8諸国の社会協議の位置づけを具体的に確認するために、最初に2004年段階でEUに加盟していた25カ国（EU-25）全体に関して、社会協議の枠組みの機能と密接に関連していると考えられる5つの指標－各国における労働組合と経営者団体の組織率、団体交渉に参加する労働組合の職場を代表する比率、賃金交渉の集権度、そして団体交渉による協定が労働者をカバーする比率－をもとにしたクラスター分析を行った。元になるデータは表1、分析の結果は図1の通りである<sup>(2)</sup>。

このクラスター分析の結果から、次のことを確認することができる。

- 1) 東欧の社会協議の枠組みは、西欧のものとは明確に区別される。ただしイギリスは東欧側、スロヴェニアは西欧側のクラスターに属している。
- 2) 西欧側では北欧やオーストリア、オランダなどのいわゆるネオ・コーポラティズム諸国と、南欧諸国など上の諸国ほどには社会協議システムが機能していないとされる諸国のクラスターとを区別することが可能で、スロヴェニアは後者のクラスターに属している。
- 3) 東欧側ではイギリスと同じクラスターに属するチェコ、ハンガリー、スロヴァキアと、ポーラ

(2) 指標の中で賃金交渉の集権度については、労組の集権度と主たる賃金交渉のレベル(全国・産業・企業レベルのいずれが中心となっているか)から算出される(EFILWC 2007a, p.16参照)。分析に際しては、アイルランドについてはデータに欠損値があることからこれを除外し、24カ国についてクラスター分析を行っている。手法は最も精度が高くなるとされるウォード法を利用し、またデータが比較的均質で外れ値も少ないため、データの標準化は行っていない。

ンドおよびバルト3国のクラスターとを区別することができる。

次にこの分類がどの程度現実を反映しているか、具体的な事例の検討を通して確認していく<sup>(3)</sup>。

#### (1) スロヴェニア－社会協議が一応機能している事例

EU-8の中で唯一西欧側のクラスターに分類されたスロヴェニアは、実際にEU-8の中でも例外的に労働組合および経営者団体の組織率がある程度高く、また両者の頂上団体による協議が個別の企業の協議を拘束する、ネオ・コーポラティズムに近い社会協議のシステムが構築されているところに特徴がある。まず社会協議の前提となるアクターに関して、労働組合で社会協議に代表を出しているのは旧官製労組の自由労働組合連合（ZSSS、組合員30万）を中心に、新労組独立連盟（KNSS、組合員4万弱）、製紙部門を中心にZSSSから分離した労働組合連盟ベルガム（Pergam、組合員87000）、そして「連盟90」（Konfederacija 90、組合数4万）の4組織があり、組織率は全体で約44%である。労組は分権的だが競合的ではなく、ZSSSを中心として労働者の利益を追求するという点では方向性は一致していて、交渉の集権度や職場の代表率も高くなっている。経営者団体については、2006年までは強制加入で、現在も主要企業が参加する商工会議所（GZS）を軸に、中小企業が主として参加する手工業者会議所（OZS）、およびGZSから分離した経営者連合（ZDS）とOZSから分離した手工業活動経営者連盟（ZDODS）の4組織があり、組織率は全体で約40%である。

社会協議の枠組みに関しては、中央レベルで1994年に設立された恒常的な制度である経済社会評議会（Ekonommsko Socialni Svet: ESS）に労働組合および経営者団体、並びに政府代表が参加し、労使関係や労働条件などの具体的な問題のみならず、労働者や経営者に関わる政府の社会・経済政策について広く議論を行っている。経済社会評議会の意見・勧告は法的強制力を有するものではないが、政府の政策決定にはその意向が取り入れられるのが慣例とされる<sup>(4)</sup>。また賃金交渉を中心とする労使間の団体協議は産業レベルが中心であるが、そこでも全国レベルでの一般協定が優越し、個別の部門、ないし企業ごとの交渉を拘束する原則があることから（Feldmann 2006, pp.839-840）、団体交渉のカバー率はほぼ100%となっているのみならず、賃金格差が東欧の中では低く逆に最低賃金は高めとなっている<sup>(5)</sup>。このような状況から判断すれば、スロヴェニアは一応は社会協議が機能している事例であると考えてよいであろう。

#### (2) バルト3国およびポーランド－社会協議の機能が限定的な事例

スロヴェニアと対照的なのが、バルト3国とポーランドの事例である。バルト3国は総じて当初

(3) 以下の社会協議に関する枠組み、及び第3章の政党と労組の関係に関する記述は、特に記載したものを除いてEuropean Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(Eurofound)のホームページ(<http://www.eurofound.europa.eu/>)に掲載されている情報に依拠している(2008年3月20日時点で接続を確認)。

(4) なお2006年7月に締結された三者協定は経営者側により破棄され、その後は三者協定は締結されていないものの、賃金関連の事項などは引き続き労使協定により協議・決定が行われている(EFILWC 2007b, p.12)。

(5) 賃金格差は下位20%の所得に対する上位20%の所得で算出され、スロヴェニアの場合は3.9倍、最低賃金はその国の平均賃金に対する比率で算出され、スロヴェニアは44%。いずれも以下に示す他のEU-8の諸国より、労働者にとって望ましい数値となっている（以下これらの数値もEWILWC 2007aによる）。

から社会協議の枠組みそのものが未発達であるのに対して、ポーランドでは近年社会協議の利用頻度が低下しつつあるという相違があるものの、いずれの事例でも社会協議がその役割を十分に果たしておらず、賃金格差や最低賃金で労働者に不利な状況が現れている点では共通している<sup>(6)</sup>。

まずエストニアにおいては、労働組合は一般労働者を対象とする労働組合連合（EAKL、組合員4万）と、ホワイトカラーを対象とする専門職被用者組合連合（TALO、組合員3万）がある。両者は対象職種が異なることもあり関係は競合的ではないが、両方をあわせても組織率は14%で、EUの中ではドイツ・フランス（ともに8%）について低い水準にある。経営者団体に関しては、社会協議のパートナーは経営者連盟（ETTK）に一元化されているが、組織率は25%とこちらも低い水準にある。社会協議の枠組みに関しては法制度こそ1998年に導入されたものの、基本的には恒例の会合という域を出るものではないとされ、また議論の対象となる領域も最低賃金に関わる交渉が中心で、付随して労働条件や雇用に関わる問題が議論される程度である。労使間の団体交渉に關しても、そもそも最大労組のEAKL側が上位レベルでの交渉に消極的なこともあり、企業レベルでの交渉が中心となっている。

ラトヴィアでは、労働組合は自由労組連盟（LBAS、組合員16万人弱）、経営者団体は経営者連盟（LDDK）にそれぞれ一元化されていることで、賃金交渉の集権度はやや高めになっているものの、組織率はいずれも低いレベルにある（労組16%、経営者25%）。社会協議に関しては、全国三者協議評議会（NTSP）を通しての協定が1998年と2004年に締結されているが、協議の対象は最低賃金や課税最低限、あるいは労働時間に関する領域に限定されていて、また協議の結果も弱い勧告としてしか扱われないため、政府はしばしば協議の結果を無視した決定を行い、また産業・企業レベルでの交渉でも協議の結果が反映されないことが多いとされる。

リトアニアでは、労働組合は2002年に二つの全国組織が合同して設立した最大労組の労組連盟（LPSK、組合員10万）に加えて、労働組合「連帯」（Solidarumas、組合員6万弱）と労働連盟（LDF、組合員2万）の3組織が存在するが、組織率はエストニアと並んで14%と低いレベルにある。経営者団体は全国組織の産業連盟（LPK）と、中小企業中心のビジネス経営者連盟（LVDK）とがあるが、こちらも組織率は20%に過ぎない。社会協議については、制度としての三者協議評議会（LRTT）こそ存在しているものの、1995年を最後に全国レベルでの協定は締結されていない。また団体交渉のほとんどは企業レベルで行われていることから、リトアニアの場合はバルト3国の中でも団体交渉によりカバーされる比率が15%と、EU加盟諸国の中で最低となっている。

ポーランドにおいては、労働組合は自主管理労組「連帯」（NSZZ Solidarnosc、組合員約80万）と旧官製労組の全ポーランド労働組合協定（OPZZ、組合員87万）に加えて、2002年に設立された労働組合フォーラム（FZZ、組合員42万）と3つのセンターが存在するものの、組織率は全体で17%に過ぎない。しかも労働組合間の政治的な方向が大きく異なり、特に「連帯」とOPZZは長年競合関係にある。他方の経営者団体は、社会主義期の商工会議所の流れをくむ最大の雇用者連盟（KPP）の他、民間雇用者連盟“Lewiatan”（PKPP Lewiatan）、中小企業中心の手工業組合（ZRP）、

---

(6) 賃金格差についてはエストニアが5.9、ラトヴィアが6.7、リトアニアが6.9、ポーランドが6.6、最低賃金は同じ順番で34%、38%、38%、36%である。

そしてビジネスセンタークラブ（BCC）の4組織があるが、組織率は全体で20%にとどまっている。

社会協議に関しては、三者協議の枠組みで賃金が交渉される場合もあるがそれは例外的で（Avdagic 2005, p.32）、基本的に団体交渉は産業ないし企業レベルで行われ、近年は産業レベルから企業レベルに交渉の場が移されることが多くなっている。またポーランドでは最近の労働法の改正により、当事者が合意した場合は企業の財政状況を理由として上位レベルでの協定の実施を回避できるようになったことで、近年では交渉の集権度は低くなり、逆に賃金格差は大きくなる傾向にある。ただしポーランドでは、労働・社会政策省が複数の企業で締結された協定を同じ産業の他の労働者にも適用する権限を有していることで国家の介入権限がバルト3国よりは高く、そこから協定のカバー率はやや高めになっている。

### （3）ポーランド以外のヴィシエグラードー限定的に社会協議が機能している事例

ポーランドを除くヴィシエグラード諸国は、スロヴェニアほど社会協議が機能しているわけではないが、バルト3国ほど社会協議が軽視されているわけではないという点で両者の中間に位置するが、その中でもハンガリーとチェコ、スロヴァキアとの間には相違が存在している。

まずスロヴァキアでは、労働組合は労働組合連合（KOZ SR, 組合員56万）が唯一の頂上団体で、組織率も30%を維持している。経営者団体は従来は経営者組織連盟（AZZZ SR）が唯一のナショナル・センターであったが、2004年にここから全国経営者連合（RUZ SR）が分離し、現在ではほぼ同じ規模の2団体で30%の組織率となっている。社会協議については、当初は連邦解体前に設立された経済社会協定評議会（RHSD）での三者協議が中心となっていたが、全国レベルでの協定が実現されないことを不満としてKOR SRが参加を拒否したことで同評議会は2004年に廃止され、現在ではこれに代わる機関として経済社会パートナーシップ評議会（RHSP）が設けられている。ここには労働問題のみならず経済・社会政策に関連する広い事項、および国家予算について検討する権限が与えられ、交渉の結果は政府への勧告として公表される。賃金などに関する団体協議は主として産業レベルで行われるが、この段階で締結された「上位レベル集団協定（KZVS）」が個別企業をある程度拘束することで、団体交渉のカバー率や最低賃金の比率がEU-8の中でスロヴェニアについて高く、賃金格差はEU-8の中で最も低くなっている<sup>(7)</sup>。

チェコに関しては、労働組合は最大労組のチェコ・モラヴィア労働組合連盟（CMKOS, 組合員61万）を軸に、自立労働組合連合（ASO, 組合員17万, 14組織が参加）、芸術文化連盟（KUK, 組合員6万弱）、ボヘミア・モラヴィア・シレジア労働組合連盟（OS CMS, 組合員1万5千人程度）、キリスト教労働組合連合（KOK, 組合員9千）と、政治および宗教的立場の異なる複数のセンターがあり、組織率は全体で22%、CMKOSが圧倒的に優位にあることから、労組間での競合は生じていない。経営者団体については、ほぼ等規模のチェコ共和国経営者・企業連盟（KZPS CR）とチェコ共和国産業連盟（SP CR）があり、組織率は両者で32%となっている。社会協議の場としては1990年に設立された経済社会協定評議会（RHSD CR）があるが、ここでは全般的な社会・経済政策に

(7) スロヴァキアの賃金格差は3.4、最低賃金は41%である。

関する協議が行われ、労働組合の意向を反映させた政策形成が行われることもある（Avdagic 2005, pp.30-31）。賃金交渉を中心とする労使交渉は基本的に産業レベルないし企業レベルで行われるが、企業レベルでの協定が同じ産業の産業レベルでの協定より労働者に不利な場合、および労働組合がないために企業で協定そのものが締結されない場合には産業レベルの協定が適用されること、および一定の条件の下で労働・社会福祉省は、省令により産業レベルの協定を締結していない企業にもその協定の適用を義務づけることができることから賃金格差は抑えられていて、社会協議はある程度有効に機能していると考えられる。

最後にハンガリーについては、労働組合は旧官製労組の労働組合全国連合（MSZOSZ, 組合員23万5千）の他に、最大労組となる公務員中心の労働組合協力フォーラム（SZEF, 組合員35万）、自立労組全国連盟（ASZSZ, 組合員15万）、独立労働組合民主連盟（FSzDL, 組合員10万強）、専門家労働組合連盟（ESZT, 組合員8万5千）、労働者評議会全国連盟（MOSZ, 組合員5万）と、EU-8の中では最多の6団体が存在しているものの、組織率は全体でも17%と低いレベルにとどまっている上に、MSZOSZと他の労組の間には競合関係がある。他方の経営者団体は全産業にわたる組織となるのは経営者・産業連盟（MGYOSZ）のみであるが、工業および建設部門に3組織、農業部門に2組織、サービス産業、中小企業、生協に各1組織の業界団体が存在し、これら全体で40%の組織率となっている。社会協議は2002年以降は原則として全国利益調整評議会において行われているが、ここでは賃上げと最低賃金に関する交渉が中心で、チェコやスロヴァキアに比べて協議の範囲は限られている。それでも一応賃金に関しては全国レベルでの合意が締結され、また産業別の協定もある程度の拡張適用がなされているものの、ハンガリーの場合民間部門では協定が実施されないことが多く、そのため賃金格差がやや高めに現れている<sup>(8)</sup>。

以上の整理からEU-8に関しては、社会協議の機能が限定的なバルト・ポーランド、社会協議が一定の役割を果たしているスロヴェニア、そして社会協議が限定的に機能するヴィシエグラード諸国という先のクラスター分けに対応する分類が、ある程度妥当性を有しているとみることができる。次はこの相違をどのように説明するかという問題を検討していく。

## 2 多様性の背景——政党政治の視点による説明の可能性

東欧諸国における社会協議システムの相違を説明する議論については、これまでのところ社会主義期の制度的遺産に着目する議論と、転換期の政治、特に政党や労組をめぐる政治過程に着目する議論とが存在している<sup>(9)</sup>。

---

(8) ちなみにチェコの最低賃金は平均賃金の37%、ハンガリーは36%、賃金格差はそれぞれ3.7、4.0で、両国の値は必ずしも高いものではない。

(9) なお実際には、遺産に着目する議論もその遺産から転換期政治が導かれることを議論しているし、転換期政治に着目する議論でもそもそもの出発点は白紙状態ではなく社会主義期の遺産が作用していることは認識しているのが一般的である。ただどちらをより重視するかという意味で、ここではこのように議論を分類している。

過去の遺産に着目する議論の一つには、近年のいわゆる「資本主義の多様性（Varieties of capitalism）」論を用いて、スロヴェニアとエストニアにおける社会協議システム(を含む資本主義の形式)の相違を説明することを試みた、フェルマンの議論がある（Feldmann, 2006）。フェルマンは、スロヴェニアの調整型市場経済とエストニアのリベラル型市場経済とを対比させ、同じポスト社会主義国の間で相違が生じた理由として社会主義期の遺産、特に経済構造と労組の影響力の相違が両国の相違を導いたという議論を展開している。同様の議論をEU-8に拡張したものとして、ポーレとグレスコヴィツの研究がある（Bhole and Greskovits 2007）。ポーレらはEU-8における資本主義のパターンに、ネオ・コーポラティズムのスロヴェニア、リベラル市場経済のバルト、市場化と社会保護の折り合いをつけることを試みる「埋め込まれたリベラリズム（Embedded liberalism）」のヴィシエグランド諸国という相違があることを整理した上で、各国ごとの相違をやはり社会主義期における国家建設と経済基盤構築のあり方の違いから説明することを試みている。だが過去の遺産を主な説明変数とするこれらの議論は、制度的遺産が明確に異なるバルト諸国とスロヴェニアに対してはある程度説得的な議論を提起しているものの、同様の制度的遺産を有するヴィシエグランド諸国の違いを説明することには十分に成功していない。加えて過去の遺産を重視する議論は実質的に決定論的な議論に陥りやすく、例えばポーランドで現在生じている変化を説明することが難しいという問題もある<sup>(10)</sup>。

これに対して転換期の政治過程に着目する議論は、上の問題を回避することにある程度成功している。そのような研究の例としては、労働組合と政党との関係に着目してチェコ、ハンガリー、ポーランドの3カ国における三者協議の機能に関する比較分析を行った、アヴダジッチの研究がある（Avdagic 2005）。アヴダジッチは労働組合の組織、および労働組合と政党の関係から生じる政府と労働組合の間の力関係を主要な説明変数として、労組が一元的で政党からも独立しているチェコでは労組の自律性と影響力が強くなることで、政府も社会協議を通して労組を取り込もうとしたのに対して、体制転換から時間がたつにつれて労組間での対立が激化したハンガリーでは、政府の力が相対的に強くなることで政府は三者協議を軽視する態度をとるようになり、最初から労組間の対立、および労組と特定の政党の結びつきが存在したポーランドでは、どの政党の政権も敵対する労組の影響力が大きくなることを避けるために三者協議の利用を回避してきたという議論を提起している。このように政治過程に着目する議論は、同様の制度的遺産を有する諸国の相違を説明すること、および現在の変化を説明することにおいて、制度的遺産に着目する議論よりも優位にあると考えられる。

ただしアヴダジッチの議論そのものについては、例えば労組が相互に競争している場合にはその影響力が低下し社会協議の作用も限定的になるとする議論に対しては、労組間の競争が社会協議を有効に機能させるという逆の議論も提起されているし（Robertson 2004）、また労働が一元的であれば影響力を行使できるという議論についても、ラトヴィアではアヴダジッチの議論に反して労組が十分には影響力を行使できない状況があらわれているというように、理論と実証の両面で十分に

(10) アヴダジッチはこの点について、「初期条件を過度に強調することは、体制転換後10年以上の間の三者協議や政策過程の結果を理解することにはほとんど貢献しない」（Avdagic 2005, p.33）と指摘している。



詰められていない部分も存在している。この点については、アヴダジッチが基本的に労組を主たるアクターとして議論を展開していることに、問題があると考えられる。確かに現在のEU-8の社会協議に関しては、アヴダジッチが論じるように労組と政党の関係、および労組相互の関係も重要な役割を果たしているものの、現在の東欧諸国では労働組合と経営者団体の影響力に比べて政府の影響力の方が大きく、かつ現在の東欧諸国では政府の機能が基本的に政党政治に基づいていることを踏まえるならば (Kohl and Platzer 2007, 特にpp.615-619), 労組以上に政党政治を軸とした枠組みの方が、現状を有効に説明する可能性が高いと考えられる。そこで本稿ではEU-8の社会協議の枠組みの多様性を説明するために、以下のように政党間の対立を主たる説明変数とするモデルを提起することとしたい。

1) 社会協議が政党間の政治的争点となっていない場合——これには社会協議が主要政党に受け入れられている事例と、主要政党が社会協議の利用に消極的な事例とがある。前者の場合は政策過程において社会協議が一定の役割を果たすようになり、後者の場合は社会協議の役割は限定される。なおこの両者の事例の場合、労働組合に関しては、社会協議が受容されている場合には労組の影響力も保持されることでこれを変更するインセンティブを有さず、逆に社会協議が排除されている場合には労組のみでこれを政治的争点とすることは困難なことから、労働組合が社会協議の制度形成に果たす役割はいずれの場合も副次的なものとなる可能性が高い。

2) 社会協議が政党間の政治的争点となっている場合——社会協議に関して政党間で立場の違いがある場合には、特に社会協議を重視する政党は支持を確保するために労組を取り込む可能性が生じ、そこから労組が社会協議の制度形成に一定の役割を果たす機会が生じる。ただし実際に労組が影響を行使するためには、労組の側に一定の権力資源があることが必要で、これは労組の組織力 (組織率が高いか否か)、および労組間の関係 (単一センターのみが存在するか、複数の協調的な労組が存在しているか、労組間で対立が生じているか) により規定される (cf. Hamann and Kelly 2007)。なお東欧諸国の場合、政党のラベルと社会協議への態度とは必ずしも直接的に連関しているわけではないことから、社会協議を重視する政党は社会民主主義系やキリスト民主主義系に限定されないことに注意する必要がある<sup>(11)</sup>。

以下この政党間政治のモデルを元に、各国の事例を説明していくことを試みる。

### 3 社会協議システムと政党政治—政治的対立軸としての社会協議

#### (1) 社会協議が政党間の争点とならない事例—スロヴェニア・バルト3国

社会協議が政党間の対立軸となっていない事例としては、主要政党が社会協議を受容しているス

---

(11) 政党政治と社会協議の連関については、西欧諸国に関して賃金決定の枠組みを政党システム、特に左派政党やキリスト教民主主義政党の強弱と連関させて説明するヒューバーとステファンズの議論がある (Huber and Stephens 2001)。ただし東欧諸国の場合は、転換期の政治過程の中で形成された政党のラベルや対抗軸が必ずしも経済政策の対抗軸とは一致していないために、政党システムと社会協議のあり方を西欧諸国のように図式的に整理できないという問題があることから、ここでは直接には彼らの議論は利用していない。

ロヴェニアと、主要政党が社会協議に関心を示していないバルト3国の事例とがある。まずスロヴェニアの場合、主要政党は独立当初から三者協議の場となる経済社会評議会を重視していたが、特に1995年以降は、社会パートナーの利益に関わる法制化には社会経済評議会への諮問が不可欠とされたことで（Stanojevic 2003, p.300 note 3）、政権の枠組みにかかわらず協議を尊重する慣習が継続している。この背景には、スロヴェニアの政党相互の間には議会制民主主義や福祉国家の維持、欧州統合に関して基本的な合意が存在している（Fink-Hafner 2006, p.213）、経済政策に関して政党間の対立度が低かったことが影響している。加えてスロヴェニアでは、労組の側でも最も影響力を有する旧官製労組の自由労働組合連合が、政党に対して中立的な姿勢をとるようになったこと、および主要労組が労働者の経済利益を守るという方針では一致していて、労組間の競争・対立は深刻なものではなかったことも、社会協議を定着させる作用を果たしてきた（Stanojevic 2003, p.289）。

これに対してバルト3国は、主要政党が社会協議に対して関心が低いために社会協議が有効に利用されていないという点で共通している。その中でエストニアに関しては、有力政党である右派リベラルの改革党（Reformierakond）やRes Publicaはもともと社会協議への関心が低く、他方で低所得者層の支持はポピュリスティックかつ権威主義的な中央党（Keskerakond）などに向いているために、政党政治において福祉や労働の問題が政治的争点となりにくいという状況があることが影響しているとされる（Mikkel 2006, pp.40-42）。これに対してラトヴィアの場合は、社会経済の問題は選挙の争点として認識されてはいるものの、左派政党が内部および相互の対立から有権者の支持を獲得することが困難な状態にあることから、やはり社会協議の問題が政治の場で取り上げられることは少ないとされる（Pabriks and Stokenberga 2006, pp.52-58）。このように両国では社会協議と親和的な政党が議会から排除されていることで、社会協議が活用される可能性も限定されていると考えられる。リトアニアはやや事情が異なり、バルト3国の中で唯一社会民主党（LSDP）や労働者党（DP）といった左派政党が議会で一定の影響力を有している。だがリトアニアの場合、左右軸が経済ではなく過去の歴史（ソ連期に対する評価）や教会との関係など価値的な対立軸で形成されてきたために左派の支持者が必ずしも福祉を重視するとは限らず（Ramonaite 2006, pp.80-81）、加えて左右のいずれにも不満を有する層は既存の秩序に批判的なポピュリスティックな政党への支持を強めているとされることで（Ramonaite 2006, pp.83-85）、社会協議を利用する可能性はここでも限定的なままであった。以上のような状況から、バルト3国では社会協議の活用は限定的なままとなっている<sup>(12)</sup>。

## (2) 社会協議が政党間の争点となってきた事例—ヴィシエグラード諸国

ヴィシエグラード諸国では社会協議が政党の対立軸の一つとなってきたが、ここでは労働組合が

(12) さらにバルト3国の場合、いずれの国でも労働組合が政治的に中立の立場をとり、特定の政党との結びつきを回避していることも、社会協議の有効な利用を妨げていると考えられる。バルト3国において労組の影響力が不十分であるという状況に関しては、東欧諸国のように体制転換以前から労働組合の自律化が進んでいた諸国と異なり、バルト諸国では経済がある程度自由化された後ではじめて労働組合が形成されたことが影響しているという、ロバートソンの経路依存的な議論がある（Robertson 2004, p.268）。

相対的に政治的影響力を有していることで社会協議が一定の機能を果たしているチェコおよびスロヴァキアの事例と、労働組合の影響力が弱まりつつあるのと並行して、社会協議が活用される機会も限定されつつあるハンガリーおよびポーランドの事例とを分けることができる。

まずチェコの場合、基本的にはリベラルで社会協議の利用に消極的なリベラルの市民民主党(ODS)と、社会協議の活用を重視する社会民主党(CSSD)の対立が、社会協議システムの動向に影響を与えてきた。初期のクラウスを首班とする政権の時期は、クラウスが労組に敵対的な態度をとっていたこともあり、三者協議は開催されないか、開催されてもその決定が政府により無視されることが多かった(Pollert 2001, pp.20-21)。これに対して1998年以降の社会民主党中心の政権の時期は、最大労組のチェコ・モラヴィア労働組合連盟が実質的に社会民主党(CSSD)と提携していることもあり(Pollert 2001, p.19)、社会協議を通して賃金や労働条件のみならず経済政策や労使関係、あるいはEU統合に至る広い領域に関する協議が行われてきた。なお2006年からは市民民主党のトボラーネクを首班とする中道右派政権が存在しているが、同政権は議会での基盤が弱く社会民主党の協力なくして政権は維持できないこともあり、これまでのところ社会協議の「後退」とみられるような施策は実施していない<sup>(13)</sup>。

スロヴァキアの場合、政党システムが不安定で明確な経済対立軸が存在していないことと、最大労組である労働組合連合(KOZ SR)が影響力を保持していることが結びついて、労組が社会協議を争点化させて自己の利益を追求することにある程度成功している。まず1990年代前半のスロヴァキア民主運動(HZSD)政権の時期には、首相であったメチアルは社会協議を通して労組を取り込むことを試み、またKOZ SRの側も三者協議を通して自己の要求を実現できていたことから、労組はHZSDを支持していた。それが1997年にメチアルが労組より産業界、特にHZSDと結びついた特定企業の意向を重視する路線に転換し社会協議と労組を軽視するようになると、労組は翌年の選挙では反メチアルグループからなる政党を支援した。そしてこのグループがズリンダ政権を形成すると、労組は社会協議、特に政労使三者協議の法的な制度化を進めさせた(Stein 2001, pp.60-65)。だが2002年の選挙後に成立した第2期のズリンダ政権は保守・リベラル系を主体としたこともあり、三者協議において次第に労組の要求を軽視するようになった。そのためKOZ SRは同政権から距離を置くようになり、それと並行して野党のスメル-社会民主主義(Smer-SD)との連携を強めるようになる(Rybar 2006, p.160)。そして2006年の選挙でSmer-SDが勝利しHZSDおよび人民党(SNS)とフィツォ政権を成立させると、この政権は労組の意向に従い福祉国家へのコミットメントを掲げた「政府のためのプログラム」を公表し、これに基づいて社会協議の機能拡大や年金・保険改革、労働法改正(労働者保護の強化)などの政策を推進することになる(Congiu 2008, pp.164-165)。

---

(13) 2006年6月に実施された選挙の結果、市民民主党は200議席中81議席を獲得して第1党となったものの、トボラーネク政権は市民民主党、キリスト教民主党=チェコ人民党(13議席)、緑の党(6議席)の与党合計で100議席を確保しているに過ぎず(他は社会民主党74議席とボヘミア・モラヴィア共産党26議席)、政権の信任も2007年1月に行われた二度目の下院での議決で、しかも議決の際に社会民主党から2名の退場者がでたことでかろうじて可決されたものであったため、その基盤は十分なものではないとされる。

一方でハンガリーでは、当初は政党システムにおいて左派の社会党（MSZP）、リベラルの自由民主同盟（SZDSZ）およびフィデス（Fidesz）、そしてキリスト教および民族系の民主フォーラム（MDF）や独立小農業者党（FKgP）、キリスト教民主人民党（KDNP）の三極構造が存在していたことで（Enyedi 2006, p.196）、主要政党は自己の優位を確保するために社会協議を利用して支持を獲得しようとするインセンティブが存在していた。そして最初の民主フォーラム主導の政権の際には、三者協議を通しての経済安定化が追求され、また主要な労組も協議を利用することに合意していたことから、三者協議では労使関係のみならず失業対策や職業教育など、幅広い領域の問題が議論されていた（Toth 2001, pp.43-44）。だが過去の遺産の継承などの問題をめぐり旧官製労組の労働組合全国連合（MSZOSZ）と新興の労組の対立が激しくなると、新興労組側はMSZSOZとの対抗から政府の市場化政策を支持するようになり（Toth 2001, pp.45-46）、一方MSZSOZは労働者の利益保護を主張してストライキなどの実力行使に出るようになった。この結果新興労組の影響力は低下し、逆にMSZSOZは政府に対して一定の影響力を確保するようになる。その後1994年の選挙の際にはMSZSOZは社会党との連携を選択し、選挙の結果社会党が自由民主同盟との連立政権を形成すると、政府は即座に社会・経済協定の締結に向けた三者協議を開始することとなった。

だが直後の1995年の経済危機に際して、社会党政権が組合側との協議なく福祉の削減を中心とするリベラル市場型の経済改革（通称「ボクロス・プラン」）を公表したことがMSZSOZの反発を招き、両者の関係は一気に悪化した（Toth 2001, pp.48-51）。社会党がこのように対応を急変させたのは、94年の選挙の結果社会党がリベラルの自由民主同盟と提携したことでリベラルのグループが分裂し、政党の対立軸が社会党（MSZP）と自由民主同盟（SZDSZ）の左派リベラル勢力と保守系のフィデス=ハンガリー市民同盟（Fidesz-MPS）の二大政党的な対立構造に変化したことが作用している（Enyedi 2006, p.196）。独立したリベラル系の勢力が弱まることで、逆に社会党がリベラル的な経済政策を実施しても支持を失いにくいのみでなく、新たな支持層を拡大できる余地が生じていた。これに1995年の経済危機が重なることで、社会党はリベラル寄りの立場へと移動していくことになる。この場合逆に保守の側が労働組合を取り込むという可能性もありえたが、1998年の選挙で勝利し政権を獲得したフィデス側は福祉面などでは社会党のリベラル的な政策に対抗する動きを示したものの、社会協議に関しては特にMSZSOZへの反発からこれを弱体化させるような制度変更を行い、その結果、社会協議の役割は大きく制約されることとなった<sup>(14)</sup>。2002年に政権に復帰した社会党は、賃金や労働条件に関しては全国レベルの利益調整評議会における三者協議を再開し、また産業および企業レベルでの賃金に関する労使交渉を義務化した。労働組合の側はこの協議を必ずしも重視しておらず、近年ではストライキなどの実力行使に出ることが多くなっているとされる

(14) 1998年にフィデスを主体とするオルバン政権が成立すると、同政権は社会協議における労働組合の影響力を削減するために、政策協議と労働協議とを区分して、異なる政策領域の問題を取引するような形で協議を行うことを難しくするような制度改正を行ったことで、ハンガリーでの社会協議の機能は大きく制約されることとなった(Toth 2001, p.53)。

(EFILWC 2007b, p.23) <sup>(15)</sup>。

最後にポーランドでは、2001年までは基本的に政党レベルでの左派の民主左派同盟 (SLD) と「連帯」を軸とする保守リベラルの対立と、労組レベルでの全ポーランド労働組合協定 (OPZZ) と「連帯」の対立とが結びついていて、その中で社会協議のあり方も重要な政策対立軸の一つとなっていた。そしてここにおいて、「連帯」側は労組幹部がリベラル指向で小さい労組を追求していたこともあり、「連帯」と提携する政権は基本的に社会協議を軽視する立場をとったのに対し (Ost 2001, pp.81-82), 民主左派同盟側は労働者、特にOPZZの意向を重視し、1993年に政権を獲得した後は他のポスト社会主義国に比べて遅れていた社会協議、特に三者協議の枠組みの整備を進めた。しかしこの三者協議には「連帯」側が非協力的な態度をとり、1997年に「連帯」に近いグループを中心として結成された連帯選挙行動 (AWS) が政権を獲得すると、社会協議が実質的に活用されることは少なくなったとされる (Ost 2001, pp.86-89)。

このような状況は、2001年を境に大きく変化した。まず2001年の選挙で直接「連帯」と結びついた政党が議会で議席を獲得することに失敗し、これ以降「連帯」の政治的影響力はそのメンバーの大幅な減少ともあわせて、急速に弱まっていった。そして他方の民主左派同盟の側も、2001年からの与党の時期に大規模な汚職の問題やイラク派兵への反発などで支持を失い、2005年以降の選挙では大幅に議席を減らしたことで、これと結びついていたOPZZも政治的な影響力を失うこととなる。そして現在では、労組との結びつきが弱くかつ経済的にはリベラル市場志向という点では共通している、リベラルの市民プラットフォーム (PO) と保守系の法と正義 (PiS) の2政党を軸とする対抗関係が形成されたことで社会協議が政治的争点となることは少なくなり、その結果現在のポーランドでは、社会協議が有効に活用される機会は以前に比べても少なくなっている <sup>(16)</sup>。

## おわりに

以上本稿においては、EU-8における社会協議システムの相違を整理した上で、その相違を主として政党の社会協議に対する態度から説明することを試みた。そしてそこから、主要政党が社会協議を受け入れているスロヴェニア、社会協議が主要政党の関心となっていないバルト3国、そして政党間の競争関係と社会協議への態度が連関しているヴィシエグラード諸国というパターンの相違

---

(15) 社会党は1995年のMSZSOZとの決裂以降何度か関係の修復を試みているものの、これまでのところ成功していない。これには両者の利益指向にずれがあること—例えば失業対策では、社会党は若年層の失業問題を重視しているのに対して、MSZSOZの側は基本的に現在雇用されている人、ないしかつての被用者である年金受給者の利益を重視しているというように—や、協定の実施を担保する十分な施策がとられていないことにMSZSOZが不満を有していることが作用していると考えられる (cf. Congiu 2008, pp.166-167)。

(16) ポーランドでバルト諸国と近い状況が現れた理由については、ポーランドでは労組間の対立がEU-8の中でもっとも激しく、特に「連帯」が労組であるにもかかわらず労働者の利益より市場経済化の推進の方を重視する路線をとったことで、市場要素の強い枠組みが導入されたことが影響していると考えられる (cf. Ost 2001, pp.80-81; Congiu 2008, pp.159-161)。

があり、この中でヴィシェグラード諸国については労組の影響力の強弱も副次的な要因として作用しているという議論をまとめることができた。

この政党の対応を主たる説明変数とする枠組みについては、今回取り上げた事例が限定的であることから、今後さらに事例を広げることでその適切さを検討していく必要がある。これには一つは最初に上げたクラスター分析をもとに、今回の枠組みをEU25（あるいは27）カ国に適用できるような形にまとめ直していくという方向があり、もう一つは社会協議から範囲を広げて、社会協議と密接に関連している福祉レジームとの関連を考えていく方向がある<sup>(17)</sup>。このようにより広い範囲での比較分析と、複数の 이슈に関する多面的な事例分析を行うことが、個別の事例を有効に理解することにもつながると考えられる。

なおここで整理した議論については、今後EU-8諸国の多くが経済通貨同盟に参加しユーロを導入した場合に、その有効性が低くなる可能性はある。この点については、経済通貨同盟への参加に伴い従来コーポラティズム的な枠組みが弱いとされた南欧諸国などでも賃金交渉や政策協議の手段として社会協議が利用されるようになってきていることが、すでにグローテとシュミッターによって論じられている（Grote and Schmitter 2003）。この議論が適切なものであるならば、現在社会協議が十分に機能していないバルト3国などにおいても、今後新たな形で社会協議が利用される可能性は残されている。この点については、今後の動向に注目する必要がある。

（せんごく・まなぶ 西南学院大学法学部教授）

[付記] 本稿は、仙石が研究代表者である科学研究費補助金「EU加盟後の中東欧諸国の政策変容の比較分析」（基盤研究C，課題番号18530109，2006年度～2008年度），および研究分担者として参加している「旧ソ連・東欧地域における体制転換の総合的比較研究」（基盤研究A，研究代表者：林忠行北海道大学教授，課題番号17201046，2005年度～2008年度）による研究成果の一部である。

(17) すでに筆者は東欧諸国の年金制度改革を事例として、社会福祉・社会保障の枠組みが社会協議のあり方と関連している可能性が高いことを提示したが(仙石 2007)，クックもポーランド，ロシア，およびカザフスタンの3事例の比較から，社会との広範な協議が可能な代表度の広い制度があれば福祉(労働利益)は保護される傾向があるのに対して，協議の範囲が狭くリベラル派の主導による改革が行われるなら，福祉は削減される可能性が高いという議論を提起している(Cook 2007)。これらの議論を政党の対応の相違をめぐる議論と関連させられれば，より体系的な制度構築・転換に関する議論が可能となるであろう。

## 【文献】

- Avdagic, Sabina, 2005, "State-labour relations in East Central Europe: explaining variations in union effectiveness," *Socio-Economic Review*, 3:1, 25-53.
- Bohle, Dorothee and Bela Greskovits, 2007, "Neoliberalism, embedded neoliberalism and neocorporatism: towards transnational capitalism in Central-Eastern Europe," *West European Politics*, 30:4, 443-446.
- Congiu, Massimo, 2008, "Trade unions and the labour market in four new European Union member states," in John Pickles, ed., *State and society in post-socialist economies*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Cook, Linda J., 2007, "Negotiating welfare in Postcommunist states," *Comparative Politics*, 40:1, 41-62.
- Enyedi, Zsolt, 2006, "The survival of the Fittest: party system concentration in Hungary," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (EFILWC), 2007a, *Industrial relations in EU member states 2000-2004*. Online at: <http://www.eurofound.europa.eu/publications/htmlfiles/ef0715.htm>.
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (EFILWC), 2007b, *Industrial relations developments in Europe 2006*. Online at: <http://www.eurofound.europa.eu/publications/htmlfiles/ef0734.htm>.
- Feldmann, Magnus, 2006, "Emerging varieties of capitalism in transition countries: industrial relations and wage bargaining in Estonia and Slovenia," *Comparative Political Science*, 39:7, 829-854.
- Fink-Hafner, Danica, 2006, "Slovenia: between bipolarity and broad coalition-building," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.
- Grote, Jurgen and Phillippe Schmitter, 2003, "The renaissance of national corporatism," in F. van Waarden and G. Lehmbruch, eds., *Renegotiating the welfare state: flexible adjustment through corporatist concertation*. London: Routledge.
- Hamann, Kerstin, and John Kelly, 2007, "Party politics and the reemergence of social pacts in Western Europe," *Comparative Political Studies*, 40:8, 971-994.
- Huber, Evelyne and John D. Stephens, 2001, "Welfare state and production regimes in the era of retrenchment," in P. Pierson, ed., *The new politics of the welfare state*. Oxford: Oxford University Press.
- Iankova, Elena A., 2002, *Eastern European capitalism in the making*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Iankova, Elena and Lowell Turner, 2004, "Building the new Europe: western and eastern roads to social partnership," *Industrial Relations Journal*, 35:1, 76-92.
- Kohl, Heribert and Hans-Wolfgang Platzer, 2007, "The role of the state in Central and Eastern European industrial relations: the case of minimum wages," *Industrial Relations Journal*, 38:6, 614-633.
- Mikkel, Evald, 2006, "Patterns of party formation in Estonia: consolidation unaccomplished," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.
- Ost, David, 2001, "The weakness of symbolic strength: labor and union identity in Poland, 1989-2000," in Stephen Crowley and David Ost, eds., *Workers after workers' state: labor and politics in postcommunist Eastern Europe*. Lanham: Rowman and Littlefield Publishers.

Pabriks, Artis and Aiga Stokenberga, 2006, "Political parties and the party system in Latvia," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.

Pollert, Anna, 2001, "Labor and trade unions in the Czech Republic, 1989-2000," in Stephen Crowley and David Ost, eds., *Workers after workers' state: labor and politics in postcommunist Eastern Europe*. Lanham: Rowman and Littlefield Publishers.

Ramonaite, Aine, 2006, "The development of the Lithuanian Party system: from stability to perturbation," in Susanne Jungerstam-Mulders, ed., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.

Robertson, Graeme B., 2004, "Leading labor: unions, politics, and protest in new democracies," *Comparative Politics*, 36:3, 253-272.

Ryber, Marek, 2006, "Old parties and new: changing pattern of party politics in Slovakia," in Susanne Jungerstam-Mulders, de., *Post-Communist EU member states: parties and party politics*. Aldershot: Ashgate.

仙石学, 2007, 「東欧諸国の年金制度—比較政治学の視点からの多様性の説明の試み」『西南学院大学法学論集』39巻4号, 143-168.

Stanojevic, Miroslav, 2003, "Workers' power in transition economies: the cases of Serbia and Slovenia," *European Journal of Industrial Relations*, 9:3, 283-301.

Stein, Jonathan, 2001, "Neocorporatism in Slovakia: formalizing labor weakness in a (re)democratizing state," in Stephen Crowley and David Ost, eds., *Workers after workers' state: labor and politics in postcommunist Eastern Europe*. Lanham: Rowman and Littlefield Publishers.

Toth, Andras, 2001, "The failure of social-democratic unionism in Hungari," in Stephen Crowley and David Ost, eds., *Workers after workers' state: labor and politics in postcommunist Eastern Europe*. Lanham: Rowman and Littlefield Publishers.

● POSTMODERNISM, ECONOMICS AND KNOWLEDGE (2001) S. 氏  
 ザンバノナリノオナチオ編著／長原豊監訳——五二〇頁・八四〇円(税別)

## 経済学と知

● 第一部 ポスト・モダン

- 主多 ストモダンとポストモダンニ并証的弁…… S. Dow
- 後期モダンニスムと経済学における特性・主体の喪失…… A. Klamert
- ポストモダンニスムの系譜学——経済学者の指圖…… J. McCloskey
- 第三項から書く…… D. Amartya Sen
- 統一から分散へ——近代の経済的言説における身…… J. Amartya Sen and D. P. Ruccio
- ポストモダンニスムの資本主義における観念性・象徴性・現実性…… J. J. Goux
- それぞれのモダンあるいはその身体に重畳する「象徴的」…… R. Gantner and J. Dupre
- 第三部 ジェンダー化する主体性——新古典派経済学…… S. Chantusheia
- 新古典派経済学における性別化された主体の否認…… G. Harrison
- 評註…… B. Cooper
- 第四部 フレキシブル・ポストモダン経済学
- フレキシブル経済学——労働的・活動家としてのポストモダン…… J. A. Nelson
- ポストモダンニスムとフレキシブル経済学…… J. Rossetti
- モノワカリのいい娘はもつけない——フレキシブル経済学・ポストモダン…… S. Bergeron
- 第五部 合理性と表象
- 神話から隠蔽へ…… S. Cullenberg and I. Dasgupta
- ポストモダンニスムの合理性・公正・正義…… S. Hargreaves Heap
- 第六部 贈与
- 贈与を拒む…… Ph. Mirowski
- 贈与と取引…… S. Gudeman
- 結語として／あるいは序文…… S. Cullenberg, J. Amartya Sen and D. P. Ruccio

● 一橋大学大学院 良知カゼミ生による追悼論集  
 川越修 植村邦彦 野村真理編——菊判・四七〇頁・七九八〇円(税別)

## 思想史と社会史の弁証法

● 追悼論集 良知カゼミ

- 西洋近世思想史の批判的再検討——カト・展覧年の政論思想の再検討の脈絡…… 平子友長
- 国家・人格——マルクス・ヘゲル法哲学批判の問題性について…… 松田順司
- アナキズム・エルバ・ユーストピアとモダニズムの三期の諸問題…… 神岡 晋
- 全ドイツ労働者協会におけるラサー・崇拝の形成…… 篠原敏昭
- 反セム主義の地下水脈——ウーグナー論争をめぐる…… 植村邦彦
- 王権とユダヤ人特権——ポランドユダヤ人の一般特権成立の経緯…… 川名隆史
- 検証——一九四一年リウヴィウのボグロム…… 野村真理
- 結びにかえて…… 川越 修
- 良知カゼミの目録
- 一橋大学附属図書館蔵(解説 平子友長)
- 慶應義塾図書館蔵(解説 神田順司)

**御茶の水書房**

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03-5684-0751  
 ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>